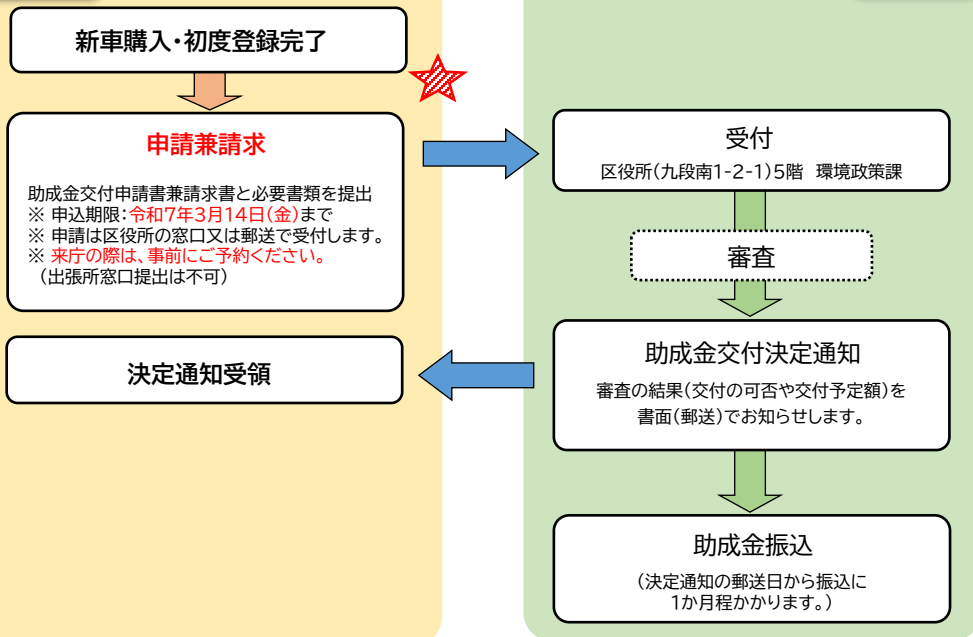


《 手続きの流れ 》

申請者

区



国・都助成金が確定した後、区助成金の申請となります。

国・都助成金お問い合わせ先

◆経済産業省の助成金についてのお問い合わせ先
 一般社団法人次世代自動車振興センター
 TEL:03-3548-3231
 FAX:03-3548-3232
 URL:<http://www.cev-pc.or.jp/>



◆東京都の助成金についてのお問い合わせ先
 東京都地球温暖化防止活動推進センター (愛称:クール・ネット東京)
 ①URL:<https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy>

②お問い合わせフォーム:<https://www.tokyo-co2down.jp/form/?sid=13>



令和6年度 千代田区クリーンエネルギー自動車 購入費等助成制度のご案内



千代田区では、自動車から排出されるCO₂の削減を図ることを目的とし、クリーンエネルギー自動車(水素自動車(燃料電池自動車)、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車)を購入する方等へ助成します。

助成内容

助成項目	助成内容 (1台あたり)	上限合計額 (税抜)
水素自動車(燃料電池自動車)	50万円	100万円
電気自動車	20万円	
プラグインハイブリッド自動車	10万円	

※経済産業省が実施する「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金」の補助対象車両である燃料電池自動車(水素自動車)、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車の対象です。

助成対象者

① 個人	区内に住居登録がある者
② 事業者等	区内に事業所を所有する又は借主である者

※官公庁等は対象から除きます。
 ※所有権留保付ローン購入の場合は車の使用者が申請可能です。
 ※リース車両の場合、令和6年3月31日以前に初度登録した新車はリース会社が助成対象者となり、令和6年4月1日以降に初度登録した新車は使用者が助成対象者となります。

経済産業省・東京都の助成金を
併用することが要件です。



お問い合わせ先

千代田区 環境まちづくり部 環境政策課エネルギー対策係
 〒102-8688 千代田区九段南1-2-1 千代田区役所5階
 ☎ 03-5211-4256 ✉ kankyouseisaku@city.chiyoda.lg.jp

助成対象要件

① 下記の両方又はいずれかの補助金の交付を受けていること

ア 経済産業省が実施する
「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金」

イ 東京都が実施する
「燃料電池自動車等の普及促進事業」又は「電気自動車等の普及促進事業」

※以下、「国・都助成金」という

② 初度登録された新車であること

③ 初度登録の翌日から起算して1年を経過していないもの

※申請書記入日ではなく、受付日が基準

④ 自動車検査証における使用の本拠の位置が千代田区内であること

⑤ 当該年度に本助成制度の助成を受けていないこと

※個人又は事業者等とリース契約を締結したリース事業者が申請者となる場合を除く

⑥ 固定資産税や住民税等を滞納していないこと

⑦ クリーンエネルギー自動車の販売(販売促進活動を含む)・譲渡を目的としないこと

⑧ リース車両の場合、リース契約期間が処分制限(4年)以上であること。

注意事項

【助成金について】

- 中古車(新古車、中古の輸入車を含む)は助成対象外です。
- 申請者(リース契約の場合は貸与先)の自社製品又は関係する者から調達した車両は対象外です。
- 受付は先着順とし、予算がなくなり次第助成を終了します。
- 助成を受けたクリーンエネルギー自動車は、自動車の登録年月日から4年間処分制限期間となります。4年以内に処分(リース契約の解除等を含む)する場合は、あらかじめ処分前に区へ報告し、財産処分の承認を受ける必要があります。また、処分制限期間が満了していない月数分の補助金を月割りで区に返還する必要がありますのでご注意ください。
- 交付条件に違反したときは、交付決定を取り消し、交付した助成金の返還を求める場合があります。
- 千代田区暴力団排除条例に基づき、暴力団や暴力団員等は助成金交付の対象外です。

【申請書類について】

- 下記の名義は全て申請者名である必要があります。
 - 請求書等内訳書の宛名(契約者名) ・領収書の宛名 ・助成金振込口座の名義
 - 自動車検査証における使用者名及び所有者名※所有権留保付きローンで購入する場合やリース車両の場合を除く
- 提出書類には消せるボールペンを使用しないでください。

申請書類

① 助成金交付申請書兼請求書(区様式) ※両面印刷

② クリーンエネルギー自動車購入費助成に関するチェックリスト及び誓約書(区様式)

③ 併用した国・都補助金の金額の確定を示す書類の写し

ア 経済産業省の補助事業の執行団体が発行した補助金額の確定を示す書類の写し

イ 東京都の補助事業の執行団体が発行した補助金額の確定を示す書類の写し

※国・都補助金を両方併用する場合、両方の書類の写しを提出すること

④ 請求書等内訳書の写し

※車名・グレード・購入に係る契約等が確認できること

※車両本体価格及び支払金額全額が確認できること

※申請者がリース車両の使用の場合は、提出不要

⑤ 領収書の写し

※ローン購入等により車両代金全額の支払いが完了していない場合

申請者が契約者となっているローン等の契約書(契約申込書は不可)の写しでも可
(申請者が契約者(支払者)であり、契約締結日が明記されていること)

※銀行振込のため領収書がない場合

銀行発行の振込金受取書やネットバンキングの取引画面の印刷可
(依頼人・受取人・日付・金額の記載があること)

※クレジットカード払いで領収書がない場合

助成金申請用に作成すること

※請求書に記載された全額分の領収書が必要(複数枚に分かれる場合は、全ての領収書が必要)

※申請者がリース車両の使用の場合は、提出不要

⑥ 自動車検査証の写し

※初度登録(新規登録)時のもの

※使用の本拠の位置が千代田区内であること

※電子車検証の場合には、自動車検査証記録事項の写しを提出すること

※文字が鮮明に読み取れるもの

⑦ 前年度(令和5年度)の固定資産税等の納税証明書の写し

※個人の場合は住民税、事業所等(業務用)及びリース事業者の場合は事業税等でも可

※申請者がリース事業者の場合、使用者の納税証明書は提出不要

※区様式は区ホームページからダウンロードできます。

※この他にも必要に応じて上記以外の書類の提出をお願いすることがあります。

【リース車の場合の提出書類(上記に加えて提出)】

① リース契約書の写し

※リース契約を締結したリース事業者及び貸借者双方の印があるもの

※車両・グレード等が確認できること

② リース料金の算定根拠明細書(区HP参照)(令和6年3月31日以前に初度登録した新車の場合)

※あらかじめ月々のリース料金に助成金相当額分の値下げが反映されていること

※リース料金の総額は、助成金ありの場合となしの場合の差額が、助成金額以上であること。